情報ひろば

市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時 間	場所・相談番号	事前予約	問合せ
行政相談会 国の行政機関などに関する 苦情・要望について対応	9/30似	13:30~16:00	保健福祉センター3階 栄養指導室 (洋室)	当日15:30までに相談場所へ(先着順)	市民課
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談 や手続き	①10/9休 ②10/23休	10:00~15:00	①教育文化会館3階 ②市民会館2階	右記へ電話予約 9/10(水)受付開始	和歌山東年金事務所
こころの相談 (予約制) こころの病気、ひきこもりな どで悩まれている人や家族	9/5億9/25休	午後	橋本保健所	右記へ電話予約	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護について の電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	☎0120-555-294		地域包括支援センター ☎32-1957
心配ごと相談所 生活での心配ごと全般	①9/1例29/5儉	13:00~16:00	①保健福祉センター2階 ②高野□地区公民館 または☎33-0294		社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	9/10(x) 9/24(x)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	右記へ電話予約	市民活動サポート センター ☎33-0088
法律相談会(予約制) 弁護士が対応します (各日先着9人)	①9/11休 ②9/17休	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所相談室	直通電話へ電話予約 ☎39-7200 9/4休8:30受付開始	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の 契約・取引トラブルなど	①9/2似 ②9/16似 ③9/24休	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②橋本市消費生活センター ③九度山町役場		消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	9/13(±)	13:00~16:00	橋本商工会館5階		司法書士総合相談 センター ☎073-422-4272
人権相談 ^(※) いじめ、差別、虐待、家族 や近隣間の悩みごとなど	9/12金	13:30~16:00	山田地区公民館	当日15:00までに相談場所へ(予約可)	人権·男女共同推 進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	☎ 33-8525		人権・男女共同推 進室
その他の相談(詳しくはお問合せください) - 子育て相談(妊娠期から18歳までの子どもに関する悩みなど)					

※ 人権相談は、和歌山地方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。

・介護サービス相談

地域包括支援センター …… ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000 在宅介護支援センターさくら苑 …… ☎44-1189



問危機管理室 ☎33-6105

戸別受信機

防災はしもとメール







自治体職員採用 情報サイト

パブリックコネクト



問職員課 ☎33-1193

職員採用情報を随時配信中

------- 環 境 --------

10月1日は「浄化槽の日」です

【下水道課】

浄化槽は微生物の働きで汚れた水をきれいにします。 微生物が活動しやすい環境を保つためには、適正な維 持管理が必要です。浄化槽が正常に機能しないと、河 川の汚染や悪臭の原因となります。下記の「3つの義 務」を守り、浄化槽の適正な管理に努めてください。

▶浄化槽法で定められている3つの義務

1. 浄化槽の保守点検

浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行い ます。県知事登録の専門業者に委託してください。

2. 浄化槽の清掃

浄化槽内の汚れを取り除き、装置の洗浄などを行 う作業をいい、浄化槽の機能を正常に保つため、 年1回以上必要です。市の許可を受けた浄化槽清 掃業者に委託してください。

3. 浄化槽の法定検査

毎年1回の水質検査が必要です。和歌山県水質保 全センターで法定検査を受けてください。

間下水道課 ☎33-3160

浄化槽管理講習会

【下水道課】

浄化槽に関する手続きや維持管理(保守点検・清 掃・法定検査)などについての講習会を開催します。

- ▶日程 9月18日休、令和8年1月22日休
- ▶ 時間 19:00~20:00
- ▶場所 保健福祉センター
- ▶対象
- ●新たに浄化槽の設置を予定している人または浄化 槽を既に設置している人。
- ●浄化槽設置整備事業補助金を申請予定の人。 ※当日は本人確認ができる書類をお持ちください。
- 問下水道課 計画係 ☎33-3160

9月10日は「下水道の日」です

【下水道課】

下水道の役割や使い方について考えてみましょう。

▶下水道の役割

家庭から出る汚れた水は、かつらぎ町にある「伊都 浄化センター」に集められ、きれいな水にして川へ 流すので、川や海の水がきれいに保たれます。また、 汚れた水が側溝や水路に流れなくなるので、蚊やハ 工の発生を抑制し、伝染病の予防にもなります。

▶みんなの下水道を大切に

下水道に流せるのは、し尿と生活排水だけです。次 のようなものは流さないでください。

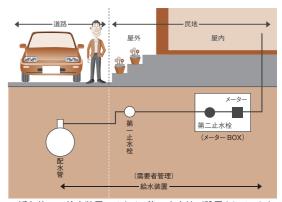
- ●トイレットペーパー以外の紙類、布類
- ●天ぷら油などの廃油、残飯、野菜くず
- ガソリン、シンナーなどの有害物質
- 間下水道課 ☎33-3160

給水装置の管理区分について

【水道施設課】

道路下の配水管から蛇口までは需要者(水道の使用 者や所有者など) に管理責任があります。

修繕は、橋本市指定給水装置工事事業者に依頼して ください。ただし、配水管から水道メーター(なお、 集合住宅などの場合は第一止水栓)までの漏水は市役 所水道施設課へ連絡してください。



※近年施工の給水装置にはすべて第二止水栓が設置されています。

間水道施設課 ☎33-2861

※夜間・休日の場合は、浄水場(☎33-0260)

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなる 恐れがあり、とても危険です。定期的に点検を行い、おおむね10年を目安に機器の交換を お願いします。

▶設置時期を確認しましょう

設置時期を調べるには、設置した時に記入した 「設置年月日」または機器本体に記載されている 「製造年」を確認してください。

※設置時期がわからない場合は、こまめに点検を 行なってください。

▶作動確認を行いましょう

機器本体にあるひもを引く、またはボタンを押し て、正常を知らせる警告音やメッセージが鳴るか 確認してください。

間橋本市消防本部 ☎33-0119 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

00